

平成 30 年 4 月 29 日現在

機関番号：32601

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2017

課題番号：26770245

研究課題名(和文)北インドのイスラーム聖地とムスリム・コミュニティ形成過程に関する研究

研究課題名(英文)Historical Analysis on Islamic sacred places and forming of the Muslim Communities in Northern India

研究代表者

二宮 文子(Ninomiya, Ayako)

青山学院大学・文学部・准教授

研究者番号：40571550

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、北インド、バフライチにある聖者廟Salar Mas`ud Dargahを対象とし、主に英領インド時代の文書を用いた歴史学・文献学の手法と、聖者廟の運営関係者への聞き取り調査を併用している。

Salar Mas`ud Dargahの特徴は、ムスリムの殉教者を崇敬対象としているが、伝説や儀礼に土着の慣習との混交が強く見られる点や、参詣者に多くのヒンドゥー教徒が含まれる点である。研究の結果、そのような混交的なあり方に関与しない前近代の運営形態が、英領インド政府の干渉によって、ムスリム主体かつ形式的にはイスラームの理念に則ったものとして再編されていく経緯が明らかになった。

研究成果の概要(英文)：The object this research is Dargah Salar Mas`ud in Bahraich (Uttar Pradesh, India). The Dargah is a tomb complex of legendary Muslim martyrs in 11th century and a popular pilgrimage place since 13th century. It has also been famous for its syncretic legend and rituals. In premodern time, management of the Dargah was entrusted to its caretakers who were not concerned about religious affiliation of the Dargah. Since the British Government started to intervene its management, the caretakers and local society inevitably became conscious of its 'Islamic' aspects. Finally, the Dargah was categorized as wakf (waqf), an Islamic endowment, and its management became a 'public' matter.

研究分野：歴史学

キーワード：インド 聖者廟 植民地 イスラーム

1. 研究開始当初の背景

本研究は、申請者が平成 22-25 年度に行った研究調査とその成果論文「北インド農村地域におけるスーフィー教団施設」(2011 年)で得られた、北インドにおけるムスリム宗教施設の歴史や運営形態に関する知見を基に、当該地域のムスリム・コミュニティの歴史や社会構造についての研究をさらに深めようとするものであった。

2. 研究の目的

インド共和国ウッタル・プラデーシュ州バフライチにあるサーラル・マスウード廟とその関連施設、そこを活動の場としたムスリム諸集団を調査対象として、当該地域でのムスリム・コミュニティの構造とその歴史の変遷、非ムスリムとの関係などを明らかにすることが本研究の目的であった。

3. 研究の方法

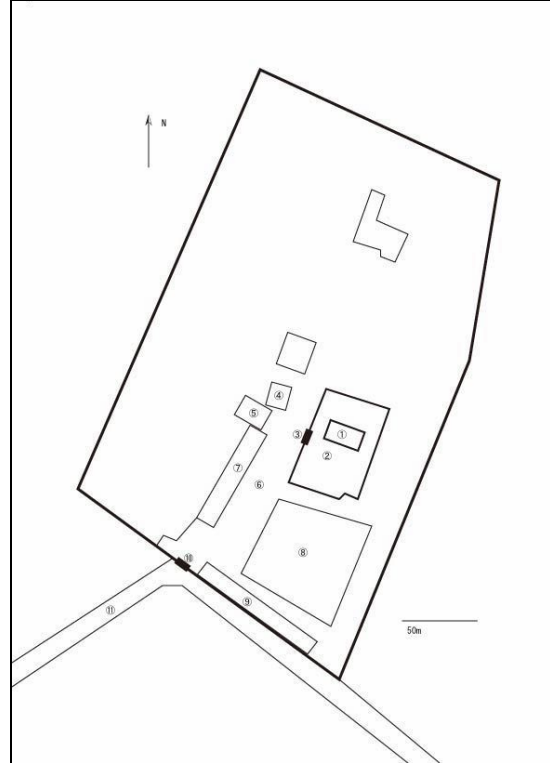
サーラル・マスウードは 11 世紀の伝説的なムスリム殉教者である。その廟は遅くとも 13 世紀には参詣地となっており、インドのムスリム宗教施設としては最も古いグループに属する。周辺地域には、サーラル・マスウードとその同行者によってイスラームが伝えられたという伝説も多く残っている。また、土着の慣習との混交を示す伝説や儀礼、ヒンドゥー教徒の参詣者が多く訪れる事でも知られている。このような特徴から、インドのムスリム・コミュニティの形成過程や、非ムスリムとの関係性の研究に適していると考え、この廟を主要な調査対象とした。

また、サーラル・マスウード廟に関連する歴史書・文書類を用いた文献研究と、サーラル・マスウード廟やその関連施設におけるフィールドワーク・聞き取り調査という 2 種類の研究手法を用いて、廟やそれに関わるムスリム・コミュニティの歴史、廟の運営の様態を多方面から分析することを試みた。

4. 研究成果

(1) まず、ペルシア語やウルドゥー語の史料を用いて前近代のサーラル・マスウード廟やその伝説の歴史を整理し、また、フィールド調査の対象地を選定するため、17 世紀のペルシア語史料『マスウードの鏡 (Mir'at-i Mas'udi)』(テキスト未刊行のため、インド共和国アリーガル大学所蔵写本を使用した)と、英領時代の地誌の記述を分析し、サーラル・マスウード伝説に関連する施設やムスリム集団の分布を調査した。その結果、17 世紀から 19 世紀後半にかけて、バフライチに加えて 4 つの場所において、サーラル・マスウードの供の墓とされる宗教施設が継続的に存在していることが確認できた。また、19 世紀後半において、サーラル・マスウードの同行者の子孫や、彼らによって改宗したと主張する集団が存在する場所が 4 箇所確認された。

(2) 2014 年 9 月にバフライチのサーラル・マスウード廟を訪問し、現在の廟の状況を確認するとともに、運営に関する聞き取り調査を行った。廟の概要は以下の通りである。



サーラル・マスウードの墓廟 (Sangi Qil'a)
 サーラル・マスウードの同行者らの墓のコンプレックス (Qil'a-i Qalān)
 墓コンプレックスへの門 (Na'l Darwāza)
 モスク
 ワクフ委員会事務所
 商店がある道
 宿泊施設
 学校
 商店
 門
 表参道 (Dargah Shareef Road)

現在、廟は州のワクフ委員会 (Wakf Board) に登録されており、廟の財政は委員会から派遣された役員の監督下にある。当時の役員 Rizvi 氏から、現在の廟の運営体制についての聞き取りを行った。概要は以下の通りである。ワクフ委員会は、ムガル朝時代に廟に寄進された土地と廟へのお布施の一部を管理するほか、廟の中にある商店の権利を貸し出し、それらの収益で廟の建物の維持や、学校の運営を行っている。一方、お布施の一部に対して取り分を保持している、ハーディム (宗教的には廟に仕える従者) や Thakedar と呼ばれる集団もいる。ハーディムは世襲であり、商店主や Thakedar にはヒンドゥー教徒も存在する。

以上のような二重構造は、次に述べる英領時代の干渉に端を発するものと考えられる。

(3) 2014年8-9月、2016年8月、2017年3月には、インド共和国のラクナウにあるウツタル・プラデーシュ州立文書館において、英領インド時代のサーラル・マスウード廟関連文書の調査を行なった。文書館に所蔵されている文書は、英領インド政府が1860年代から1900年代にかけて廟の運営に干渉した際の記録や、それに対してハーディムの一部が数回にわたって行なった請願や訴訟の記録であり、3つの文書群から成る。サーラル・マスウード廟に関するこれまでの研究の中では、これらの文書の存在は知られていたが、内容の精査は全く行われてこなかった。廟の運営に関わるものであり、質量ともに充実しているため、廟に関係したムスリム・コミュニティの歴史的様相を知るために適した資料であると考え、これらの文書の内容分析を研究の柱とする方針をとった。

・第一の文書群（1860年-1883年）

サーラル・マスウード廟の寄進の取り分権をめぐる一連の文書群である（ファイル名 Memorandum on attachments of offerings to Syed Salar 's Dargah 「サイド・サーラル・マスウード廟への寄進差し押さえについての覚え書き」）。

この文書群には、1870年代に行われた、ハーディムが関わる権利主張と、ハーディムたちの負債調査のリストが含まれている。これらのリストから、19世紀当時のサーラル・マスウード廟の財政状況や、英領時代以前に遡りうる廟の運営形態などが明らかになった。廟の財政の特徴としては、寄進地からの収入額よりも、廟へのお布施（offering）の収入額が非常に大きいことが挙げられる（20倍以上）。これは、南アジアのムスリム聖者廟の中でも特異なものと判断される。当時26名ほどいたハーディムたちは、これらのお布施に対してそれぞれ取り分権を保持しており、その取り分権を抵当に出すことで借金をするハーディムも存在した。

1860年代半ばに、当時のハーディムの筆頭であった Inayat Allah と Husain Bakhsh が英領インド政府に負債の返済不能を訴えたため、政府は寄進地を管理するとともに彼らの寄進の取り分を差し押さえた。負債は数年で返済されたものの、政府はハーディムたちが「公的な」施設である聖者廟からの収入を「私的な」目的に用いているとして、政府による廟の収入の管理を正当化した。また、廟は特定の宗教によるものではなく「コスモポリタン」であるため、特定の宗教者の権利を優先するべきではないとして、ハーディムたちの権利主張を退けた。後者の論理は論拠が薄弱な面があり、莫大な額に上る廟へのお布施の管理を優先したものと判断される。1878年には政府によって廟の管理委員会が任命された。そのメンバーには、負債経歴のない一部のハーディムが含まれている。一方、廟の運営から排除された Inayat Allah と

Husain Bakhsh は政府に対する請願や訴訟を繰り返し、その過程で法知識を蓄積していった。

・第二の文書群（1892年-1898年）

Inayat Allah らの訴えが一部認められ、裁判所が当時の廟の管理体制の見直しを政府に求めるまでの過程が記録されている。

1892年に、Inayat Allah らは廟の財産差し押さえによって被った損害の補償を求める裁判を起こし、原告有利の裁定が下った。政府は反訴し、明確な判決がないまま、裁判は1897年に終了した。その過程で、パフライチ以外の土地に住む人々が、廟の世襲的な取り分を主張して裁判を起こしている。

この文書群からは、司法制度の整備が新たな裁判の発生を促した可能性が示唆される。

・第三の文書群（1899年-1902年）

裁判所の勧告を受け、政府が新たな運営規則を制定する過程が記録されている。

新規制定の過程において、運営委員会に含まれていたハーディムが、引き続き政府の関与を求めていることから、ハーディムの一部は植民地支配への「コラボレーター」となっていたと判断される。また、運営委員会は、サーラル・マスウード廟を英領インドの他のイスラーム関連施設と同様に扱うように求めており、廟に対する認識のイスラーム化が認められる。さらに、新規では運営委員やその選挙人がパフライチ在住者に限られており、先の文書群に見られたような遠方からの介入の可能性が排除された。

以上の文書調査から、英領インド時代に廟の運営形態が大きく変わったことや、廟が行政分類上「イスラーム的」なものと認識されるようになったことが明らかになった。また、混交的な儀礼やヒンドゥー教徒の参詣者の多さに反して、名前で判断する限り、非ムスリムによる廟運営への直接的な参画はほとんど見られなかった。現在の Thakedar にヒンドゥー教徒が含まれるのは、1870年代のハーディムへの債権者にヒンドゥー教徒が含まれていることに由来するのではないかと推察される。

(4) 当初の研究計画では、成果(1)に基づき調査地を選定して、パフライチ以外のサーラル・マスウード関連の宗教施設でも聞き取り調査を行う予定であった。しかし、学外業務によってフィールドワーク期間が制限されたこと、適切な協力者を見つけることが困難であったこと、また、2016-17年以降のウツタル・プラデーシュ州の政治状況から地方都市や農村地帯におけるイスラーム関連施設の調査にはリスクが伴うと判断したことから、パフライチ以外でのフィールド調査は断念した。この点は今後の課題としたい。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 件)

〔学会発表〕(計 4 件)

NINOMIYA Ayako, “Religious Endowments in South Asia under the Colonial Rule: The case of Darah Salar Mas`ud”. International Conference on History and Governance of Awqaf in India and Malaysia: Colonial Interventions and Moderna States (ICHGA 2018), at International Islamic University Malaysia, Kuala Lumpur. July 4-5, 2018.

二宮 文子 「英領時代北インドにおける聖者廟の運営規則制定をめぐる問題について」南アジア学会第 30 回全国大会、東洋大学白山キャンパス、2017 年 9 月 23 日.

二宮 文子 「英領インド行政とムスリム聖者廟」2015 年度九州史学会大会、九州大学箱崎キャンパス、2015 年 12 月 13 日.

二宮 文子 「19 世紀北インドの聖者廟の資産についての分析：サーラル・マズード廟の事例」南アジア学会第 28 回全国大会、東京大学駒場キャンパス、2015 年 9 月 27 日.

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

二宮 文子 (NINOMIYA, Ayako)
青山学院大学文学部史学科・准教授
研究者番号：40571550

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()